児童手当制度改正　手続有無の確認フローチャート

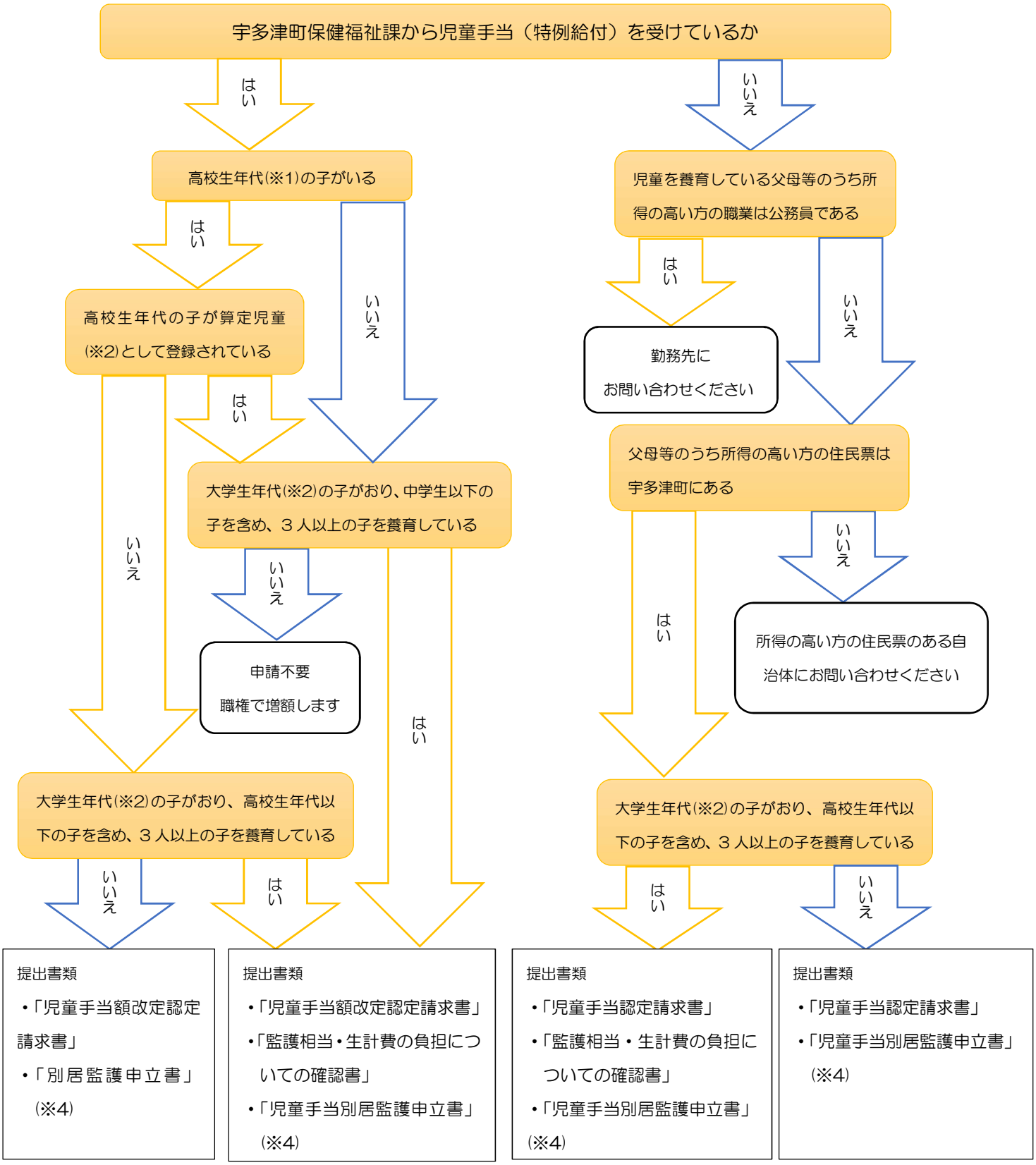

※1　高校生年代…平成 18 年４月２日生～平成 21 年４月１日生(令和６年度時点)

※2　算定児童…児童手当の支払い対象ではないが、子としてカウントする児童のこと。制度改正前は高校生年代が対象。施設入所等の理由で、あえて登録していない場合を除き、原則登録されている。
（宇多津町からのお知らせに児童氏名が記載されていることを確認してください。）

※3　大学生年代…で平成 14 年４月２日生～平成 18 年４月１日生(令和６年度時点)
監護相当・生計費の負担があると認められる場合に子としてカウントする。

※4　児童手当別居監護申立書…高校生年代以下の登録児童が受給者と別居している場合に必要